

アップデート6.15のご案内

拝啓時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は、「社労法務システム」を御愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

さて、このたび下記の内容のソフトウェア アップデートを行いましたので、ご確認下さい。

敬具

記

アップデート 6.15

<概要>

1. 本年度の年末調整の法改正対応 2
- 1) 本年度の改正内容
- 2) 各種申告書の改善
- 3) 個人情報関係の改善
2. 全銀銀行データの更新 3
3. その他改善と不具合の対応 3
- 1) 一括有期事業集計・印刷の不具合
- 2) 36協定届の不具合
- 3) 扶養控除・保険料控除申告書の不具合対応
4. 今後のアップデート予定について 3

<改訂履歴>

バージョン	アップデート公開日	改定項目	改定内容
6.15.1	2025/10/23	—	扶養控除・保険料控除申告書の不具合対応
6.15.0	2025/10/03	—	初版

アップデート内容

1. 本年度の年末調整の法改正対応

1) 本年度の改正内容

① 基礎控除の改正

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額		改正前	改正後	令和9年以降
	132 万円以下	48 万円	95 万円	95 万円
132 万円超	336 万円以下	48 万円	88 万円	58 万円
336 万円超	489 万円以下	48 万円	68 万円	58 万円
489 万円超	665 万円以下	48 万円	63 万円	58 万円
665 万円超	2,350 万円以下	48 万円	58 万円	58 万円
2,350 万円超	2,400 万円以下	48 万円	48 万円	48 万円
2,400 万円超	2,450 万円以下	32 万円	32 万円	32 万円
2,450 万円超	2,500 万円以下	16 万円	16 万円	16 万円

② 給与所得控除の見直し

- (1) 給与所得控除について、55 万円の最低保障額が 65 万円に引き上げられました。
- (2) 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

③ 特定親族特別控除の創設

- (1) 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高 63 万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。
- なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。
- (注) 「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族で、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。
- (2) 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月(日)の源泉徴収の際に適用されることとされました。
- 給与:親族の合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下である場合、公的年金等:親族の合計所得金額が 58 万円超 85 万円以下である場合

合計所得金額		収入が給与だけの場合の収入金額		特定親族特別控除額
58 万円超	85 万円以下	123 万円超	150 万円以下	63 万円
85 万円超	90 万円以下	150 万円超	155 万円以下	61 万円
90 万円超	95 万円以下	155 万円超	160 万円以下	51 万円
95 万円超	100 万円以下	160 万円超	165 万円以下	41 万円
100 万円超	105 万円以下	165 万円超	170 万円以下	31 万円
105 万円超	110 万円以下	170 万円超	175 万円以下	21 万円
110 万円超	115 万円以下	175 万円超	180 万円以下	11 万円
115 万円超	120 万円以下	180 万円超	185 万円以下	6 万円
120 万円超	123 万円以下	185 万円超	188 万円以下	3 万円

④ 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、次のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件 : 58 万円以下(改正前:48 万円以下)

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件 : 58 万円以下(改正前:48 万円以下)

勤労学生の場合の合計所得金額の要件 : 85 万円以下(改正前:75 万円以下)

⑤ 通勤手当の非課税限度額の改正予定

非課税限度額の改正が予定されています(詳細について未発表)

2) 各種申告書の改善

- 令和7年度 給与所得者の保険料控除等申告書
 - 令和7年度 給与所得者の基礎控除兼配偶者控除兼特定親族特別控除兼所得金額調整控除申告書
- 特定親族特別控除額の創設に伴い、19 歳以上 23 歳未満の扶養家族を選択できるように表示されます。
- ※ 印刷条件設定画面の「19 歳以上 23 歳未満の源泉控除対象外の家族を選択する」より、選択欄にチェックを付けることができます。
- ※ 同様に「19 歳以上 23 歳未満の特定扶養の家族を選択する」より、選択欄にチェックを付けることができます。
- 令和8年度 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ※ 印刷条件設定画面の「19 歳以上 23 歳未満の源泉控除対象外の家族を選択する」より、選択欄にチェックを付けることができます。

1. 本年度の年末調整の法改正対応

続き

3) 個人情報関係の改善

- ・特定親族の創設に伴い、個人情報の家族情報に特定親族を登録できるように改善を行いました。
特定親族の登録は令和8年以降に登録ができます。また、登録するのは合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下の家族のみです。
100 万円超 123 万円以下の家族については年末調整にて登録を行います。
※ 合計所得金額は年末調整にて入力(取込)を行います。
- ・上記同様に特定親族の創設に伴い、下記の検索機能の改善を行いました。
個人情報管理メニューの「扶養控除対象人数変更」と年末調整メニューの「扶養家族年齢検索(老人・特定扶養)」
特定親族が表示できるように改善を行いました。(令和8年以降に登録が可能ですので、本年度は表示されません)
また、特定扶養親族の対象年齢(19 歳以上 23 歳未満)にて、源泉控除対象外になっている扶養家族もわかるように表示されます。

2. 全銀銀行データの更新

銀行・支店の合併・新設・廃止等により、共通銀行マスタ登録画面で追加時に表示する銀行一覧表を更新しました。

- ・下記の銀行が追加されています。(全銀銀行コードが追加されています)
今回のアップデートで追加された銀行はありません。
- ・下記の銀行が削除されています。(全銀銀行コードがなくなりました)

全銀銀行コード	銀行名
3647	岩沼市農協
3652	名取岩沼農協
3653	みやぎ亘理農協
3045	宮崎県信連
7541	ながみね農協
7543	紀の里農協
7550	紀北川上農協
7559	ありだ農協
7565	紀州農協
7576	紀南農協
7591	みくまの農協

- ・下記の銀行の銀行名が変更されています。(全銀銀行コードに変更はありません)

全銀銀行コード	銀行名	
	変更前	変更後
7532	わかやま農協	和歌山県農協

3. その他改善と不具合の対応

1) 一括有期事業集計・印刷の不具合

- ・鉄道又は軌道新設事業の「令和 6 年 4 月 1 日以前のもの」の労務費率に誤字があるとの報告がありましたので、正しく印刷されるように対応を行いました。
誤:18 正:19

2) 36協定届の不具合

- ・協定書の内容において、「協定届を基に表示」を行った際に、書式選択に標準書式 3 を選択すると対象期間と有効期間の誤字があるとの報告がありましたので、正しく表示されるように対応を行いました。
誤:記載日 正:起算日

3) 扶養控除・保険料控除申告書の不具合対応

- 扶養控除(異動)申告書を印刷したとき、配偶者が障害者の場合に主たる給与から控除を受けるの C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生欄にチェックが印刷されないとの報告がありましたので、対応を行いました。

4. 今後のアップデート予定について

本年度の年末調整の法改正の対応 (1 1 月初旬頃)

その他の要望等による改善など

- ※ 実際のアップデートについては、各対応が出来次第お送りいたします。
- ※ アップデート予定については、予告なく変更される場合があります。 また、順番についても状況等により変更となる場合があります。